

【1998年2月23日】診療報酬改定について（答申）

中央社会保険医療協議会

厚生大臣 小泉 純一郎 殿

中央社会保険医療協議会
会長 工藤 敦夫

答申書

平成10年2月23日厚生省発保第21号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。

今後の当協議会の運営については、今回の診療報酬改正に至る経緯と反省を踏まえ委員に対する十分な情報の提供に合わせて、基本的な事項については、あらかじめ審議を行うなど適切な配慮に努めるべきである。

なお、今回の大幅な薬価改正に当たっては、医薬品の卸売業へ与える影響が特に大きいと考えられるが、薬価改正の趣旨を踏まえ、必要ない薬品が適正な価格で安定して供給されるよう、流通面においても正常な取引が確保されるべく厚生省及び関係者の努力を期待したい。

このほか、今回の診療報酬改正に当たっての本協議会の意見は、別紙のとおりである。

1. 国立病院における入院医療定額払い方式の早急な施行及びレセプト上の主傷病名の取扱いについて引き続き検討を進めること。
2. 医薬品及び特定保健医療材料について、引き続き価格の適正化、価格設定の透明化及び価格の正確な把握に努めるとともに、使用の適正化を進めること。
3. かかりつけ医・歯科医機能の明確化、患者サービスを考慮した病診連携に努めるとともに、地域医療支援病院の機能について、その実施状況を踏まえて適切な評価を行うこと。
4. 次の事項につき、今後鋭意検討を行うこと。
 - (1) 高度先進医療の保険導入ルールのあり方
 - (2) 予防的治療を含む診療行為の保険上の取扱い
 - (3) 検査・処置等の診療報酬の包括化、医療機関の機能に応じた評価、老人医療における長期入院の是正等

5. 厚生省は、次の事項の推進につき努力すること。
 - (1) 審査結果に関する情報の関係者への提供
 - (2) 届出事項などのほか医療機関に関する情報の提供
 - (3) 調査対象に健康保険組合分を加える等社会医療診療行為別調査の充実
6. 診療報酬点数表について簡素合理化を推進すること。
7. 医療の進歩・発展と高齢化の進行に対応した医療提供体制にふさわしい診療報酬の体系的な見直しを、医療保険財政及び医療機関の経営基盤の安定に配慮しつつ検討すること。